

維持管理業務の留意事項

維持管理業務契約に係る留意事項を下記のとおり定める。

- (1) 前払金の支出割合は「業務委託費の10分の4」とする。
 - 中間前金払いについては、平成 26 年 6 月 25 日付契第 30039-3 号「県発注工事に係る中間前金払い制度に関する取扱いの一部改正について」(通知)によること。
 - 受託者の申し出があった場合は、柔軟に部分払いを行うこと。
- (2) 一般管理費の補正について
 - a) 前払割合による補正をしない。
 - b) 契約保証に係る補正をする。
 - 補正方法は積算基準及び標準歩掛(土木編)を準用する。ただし、業務価格が300万円未満の場合は無保証として補正しない。
 - c) ゼロ県債による補正をする。
 - 補正方法は積算基準及び標準歩掛(土木編)を準用する。)
- (3) 施工条件の明示について

記載例) 契約書、契約約款、設計図書に定めのない事項については、建設工事必携に掲載の諸規定等、建設工事に準ずること。
- (4) 建設工事と合併して発注する場合について

維持管理業務と建設工事では、契約約款が異なるため、必要な規定については、合併する工事内容に応じて特記仕様書に必要事項を記載すること。

相違点: 現場代理人の常駐を求めている。